

入会関係資料

(柔道整復師会協同組合)

受取日・承認印
令和 年 月 日

入会のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

この度は当組合の入会資料をご請求いただきましてありがとうございます。

早速当組合の入会関係資料一式を送付させていただきます。

まず最初に入会資料及び入金手続きの流れをご一読いただき同意して入会
を希望される方は、資料に添付しております入会面接シート・履歴書・保証
書等にそれぞれご記入いただき当組合まで送付して下さい。

詳細につきましては後ほど事務局よりご連絡いたします。

宜しくお願い致します。

(参考：入金サイクル)

健保・共済・兵庫国保・福岡国保 は **会長委任（組合の立替払）** です。

入金は1月施術分の場合 → 4月末に組合よりお支払いします。

内訳は月末に組合より送付する会報の中の「送金通知書」にて確認できます。

国保・協会けんぽ・後期 は **個人委任** です。

入金は1月施術分の場合 → 3月末頃振り込みになります。

先生個人の通帳に直接入金になるので確認して下さい。

柔道整復師会協同組合入会資料

(組合員とは開設者であること)

概要

当組合は全日本柔道整復師会という任意団体として昭和58年に発足し、平成8年には徳島県内で柔道整復師会協同組合として認可されました。平成15年には四国厚生支局に認可され、平成24年には30周年の節目を迎えました。組合員は全国40都府県に在籍しており、現在組合員数は約670名で、そのうち約3分の1が九州地区の組合員です。また福岡県では公的療養費審査会に審査委員を選出しております。

入会案内

入会は随時受け付けております。

なお、詳細については、別紙「入会手続きの流れ」をご覧ください。

組合員の資格 (定款抜粋)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

- (1) 柔道整復師法第19条第1項の規定により施術所の届出をし、柔道整復業、又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2の規定により施術所の届出をし、はり業、きゅう業を行う事業者であること。
- (2) 組合の地区内に事業場を有すること。

組合員の加入条件 (組合員加入規約抜粋)

- (1) 過去において受領委任の取扱いの中止がない者
- (2) 当協同組合を除名又は脱退命令が過去になかった者
- (3) 過去に刑罰がなかった者 (執行猶予においても同様)
- (4) 出資金を納めた者
- (5) 理事会において承認を得た者。
- (6) 協同組合と提携しているレセコン業者を使用する者。
- (7) 反社会的勢力と一切関わりのない者

組合員の規則

- (1) 当組合の審査会で指導したにもかかわらず改善がみられない場合月遅れ請求とする。
- (2) 当組合締切り指定日に間に合わないレセプトに関しては月遅れ請求とする。
但し自然災害並びにやむを得ない場合は事前に連絡することで猶予とする。
- (3) 療養費支給申請書等については当組合の用紙を使用することとする。
- (4) 組合員が暴力団等に該当すると判明した場合、又は組合員が暴力的な行為を行った場合については退会扱いとする。尚、施術管理者及び勤務柔整師においても同様暴力団等に該当すると判明した場合又は暴力的な行為を行った場合退会扱いとする。

組合員の特典

- (1) 初年度のみ新規の組合員は入会月から総会月までの定額会費を2,000円とする。
- (2) 柔道整復師賠償責任保険の団体加入ができる。
- (3) 月末会報の発行
- (4) 病気その他やむを得ない理由で施術所を1ヵ月以上休業する場合、休会の申し出をすることができる。その際最長6ヵ月間の月会費が免除される。
- (5) レセプトに同封する専用USBを1個無償配布。
- (6) 慶弔見舞金・災害見舞金等の制度あり。
- (7) 療養費の支給基準の本とレセプト記載見本等は入会時に進呈。

月会費・出資金等

- 定額会費 毎月 4,500円 (新規加入者のみ初年度毎月2,000円)
 - ※ 定額会費のみ諸事情のある施術所は一部減免制度があります。
- 賦課金 合計費用額の0.7% (事務代行手数料0.35% 定率会費0.35%)
 - ※ 定額会費・賦課金は総会で決定されます。
- 出資金 一口 50,000円
 - ※ 出資金のみ入会時にお振込下さい。
 - ※ 出資金の返金については、定款第12条により、事業年度の末日の90日前までに脱退届を提出し、かつ総会にて承認された月の翌月末に返金となります。

提携しているレセコン業者

(ホストコンピュータは(株)エス・エス・ビーです。レセプト提出時はU S Bが必要となります。)

(株)エス・エス・ビー 本社 茨城 T E L : 029-839-0346

<http://www.sanshiro-net.co.jp/home/>

(株)OA システムシャープ 本社 香川 T E L : 087-868-1611

<http://www.oasharp.co.jp/>

日本ソフトウェア販売(株) 本社 大阪 T E L : 06-6315-5200

<http://www.jyusei.net/>

日本システムクリエイト 本社 東京 T E L : 03-3736-1151

<https://www.n-s-c.co.jp/booster/>

メープル 神奈川営業所 本社 神奈川 T E L : 045-742-9393

<http://www.maple-system.co.jp/>

(株)ユーアイ・テクノ・サービス 本社 千葉 T E L : 047-305-8551

<https://www.utsnet.co.jp/>

(株)デジットシステム 本社 東京 T E L : 03-6457-8754

<https://www.digitsystem.jp/>

住 所

〒771-1154

徳島県徳島市応神町東貞方字西川淵25番地4

営 業 時 間

平日 午前 9時00分から午後 5時00分 土・日・祝日休み

なお、3日～9日までの土曜日はレセプト処理期間のため、営業しております。

問い合わせ先

【電話】 088-641-5530

【FAX】 088-641-5531

【Eメール】 jimujuseikyo.jp

上記資料内容についてご質問等ございましたら、当協同組合までお気軽にお問い合わせ下さい。

入会手続きの流れ

- ① 入会の問い合わせ・資料請求（電話・メールにて随時受付）
↓
- ② 協同組合より入会関係資料一式が届く。
（入会資料・入会手続きの流れ・入会面接シート・履歴書・誓約書）
↓
- ③ 事務局に入会関係資料一式を送付する。（入会を希望する方のみ）
↓
- ④ 面接希望日に合わせて、専務理事と直接電話にて面接をする。
（開設者がすでに加入済みで複数店舗を入会する場合は面接をしない場合がある）
↓
- ⑤ 協同組合より入会決定者に加入申込書及び手続きに必要な書類が届く。
↓
- ⑥ 協同組合に申込書類（加入申込書及び手続きに必要な書類）を整備して返送する。
↓
- ⑦ 出資金を協同組合に振り込む。
事務局にて出資金の入金を確認した時点で入会の資格が取得できます。
※注1 翌月レセプトを提出希望の方は⑥・⑦については20日までに行うこと
※注2 厚生(支)局・都道府県知事の受領委任の取扱いが承諾された日から、先生の保険取扱は可能になります。
↓
- ⑧ 協同組合より支給基準の本、レセプト等が宅急便で届く。

※重 要※

- ・ 原則として当月20日までに①～⑦の処理が終了すれば、翌月よりレセプトの受付ができます。（例：出資金と入会申込書一式が4月20日までに確認できた場合5月より4月施術分のレセプトを受付します。）
- ・ ①～⑦の処理が20日以降になった場合は、翌々月のレセプトの受付となりますのでご注意ください。（例：出資金と入会申込書一式が4月21日以降に確認できた場合 6月より4月施術分のレセプトを受付します。）

※入会申込者面接シート※

- ◆ 別紙入会資料に同意した方のみご記入下さい。
- ◆ 面接シートは開設者様をご記入下さい。
- ◆ 面接は開設者様と当組合の理事が電話にて行います。

年 月 日	
代表理事	専務理事

※ 面接時間は理事の都合により多少時間が前後する場合があります。予めご了承下さい。

面接	希望時間	第1希望	月 日 (曜日)	午前 午後	時頃
		第2希望	月 日 (曜日)	午前 午後	時頃
	面接する連絡先	— —			

開設者	開設者住所	(〒 — —)				
	(オーナー) A 開設者名	フリガナ <small>(法人開設される場合は法人名をご記入下さい)</small>			開設者と施術管理者の関係 ① 同じ ② 違う <small>(違う場合はB欄の※に氏名を記入)</small>	
	開設者連絡先	自宅	— —	携帯	— —	
	開設者の職業	法人名	<small>(個人で開設される場合は不要です)</small>		連絡先	— —
	開設者の資格	柔道整復業・鍼灸・あん摩・マッサージ・その他 ()				
	下記以外での整骨院経営	ある () ・ なし			※あるに○された方は施術所名を記入して下さい	
	<small>※整骨院を含め複数の会社を営んでいる方は常時雇用している従業員数及び資本総額をご記入下さい。</small>			従業員数	名	資本総額 円

施術管理者	施術管理者氏名	フリガナ		生 年 月 日	
		※		昭・平	年 月 日
	施術所名称	フリガナ		開設予定日	
				令和	年 月 日
施術所所在地	フリガナ (〒 — —)				
施術所連絡先	電話	— —	FAX	— —	

※ 施術管理者研修について (柔道整復研修試験財団の2日間の研修)

該当される内容に○をつけて下さい		研修をすでに受けている	受講日: 年 月 日
		研修を受ける予定である	予定日: 年 月 日
		まだ研修の予約をしていない	※この欄に○が付く方は先に事務局までご連絡下さい

※ B欄に記入された施術所の施術管理者が取得している申請番号について (新規開業の方については空欄で提出して下さい)

① 契約番号		承諾年月日	
② 共済番号		※ 共済番号・防衛省番号及び地方公務員共済番号(必要の無い都府県もあります)等の指定番号をお持ちの方は、個人についているためそのまま使用できますので②～④にご記入下さい。	
③ 防衛省番号			
④ 地方公務員共済番号			
⑤ 労災指定番号		※ 基本契約番号と労災番号は 新規にとりますが、状況によっては変更で使える場合もあります。	

※ **入会動機について**

- ① ()様からの紹介
 ※この方とどのようにして知り合いましたか ※ _____
- ② ホームページを見た
 ※ホームページを見た感想をお知らせください ※ _____
- ③ 以前勤務していた施術所で組合のことを知っていた
 ※その時の職務は何でしたか ※ _____
- ④ 業者様()からの紹介
 ※担当者との関係をお知らせください ※ _____
- ⑤ その他()

※ **レセコン会社について**

- ① すでにレセコン会社と契約済である レセコン会社名 _____
- ② 交渉中である レセコン会社名 _____
- ③ 今現在検討中である 検討の原因 _____

※ **勤務柔整師について**

- ① 現在雇用あり ※施術管理者以外に登録する柔道整復師の氏名を記入して下さい
 ()名 _____
- ② 雇用しない
- ③ 現在は未定だが、先では雇用する予定である

実務経験期間	施術所名								
	従事期間	昭和 ・ 平成	年	月	日	～	昭和 ・ 平成	年	月

入会書類の送付先	郵便番号		TEL	—	—
	住所				
	宛名		到着希望日	年	月

初回送付する書類等の送付先	郵便番号		TEL	—	—
	住所				
	宛名		到着希望日	年	月

※ 初回時先生が使用するレセプト等を開院する前に事務局より送付する住所をご記入下さい。

自己紹介書（開設者用）

年	月	免許・資格など

※ 開設者で柔道整復師の免許をお持ちの方にお伺いします

柔道整復師になった経緯について

1 きっかけ（ ）

2 実践経験がある方 場所（ 県 ）・ 施術所名（ ）・ 期間（ ）

3 職務 施術管理者 ・ 勤務柔整師 ・ その他

4 以前他の団体に所属していたことがある方 団体名（ ）

5 4の団体から当組合に変更しようと思った理由（ ）

※ 開設者様の主たる現在の職業及び職種をお伺いします。（具体的に）

※ 組合に対する要望・その他希望などがあれば記入下さい。

※ 特技、理念、アピールポイントなどあれば記入して下さい。	扶養家族数（配偶者を除く）	
	人	
	配偶者	配偶者の扶養義務
	※ 有 ・ 無	※ 有 ・ 無
	過去の賞罰について	
※ 有 ・ 無		

自己紹介書（施術管理者用）

年	月	免許・資格など

柔道整復師になった経緯について

- 1 きっかけ（ ）
- 2 実践経験がある方 場所（ 県 ）・施術所名（ ）・期間（ ）
- 3 職務 施術管理者 ・ 勤務柔整師 ・ その他
- 4 以前他の団体に所属していたことがある方 団体名（ ）
- 5 4の団体から当組合に変更しようと思った理由（ ）

※ 組合に対する要望・その他希望などがあれば記入下さい。

※ 特技、理念、アピールポイントなどあれば記入して下さい。	扶養家族数（配偶者を除く）	
	人	
	配偶者	配偶者の扶養義務
	※ 有 ・ 無	※ 有 ・ 無
	過去の賞罰について	
※ 有 ・ 無		

遵守事項誓約書

- 一、柔道整復師会協同組合の組合員として、行動・言動等において組合の規約を乱す行為、又はそれに準ずる行為ある時は、退会を宣告する。
- 一、柔道整復師会協同組合に対して故意又は重大な過失を行った者に対しては退会の宣告を受け、速やかに退会届を提出すること。
- 一、開設者及び施術所に勤務するすべての者が過去及び現在において※反社会的勢力では無く、将来に於いても一切関係の無いこと。
- 一、退会する際は、納付したる賦課金及び手数料等の返還はしない。
- 一、本誓約書に反したことが判明した場合何らの催告を要せずして除名、退会処分を受け入れること。

※ 「反社会的勢力」とは

暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者、又はその構成員とする。

柔道整復師会協同組合の組合員として加入するに当たり、上記の事項を了承し、遵守することを誓約致します。

令和 年 月 日

施 術 所 住 所

施 術 所 名 称

開 設 者 名

⑩

施 術 管 理 者 名

⑩